

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(助成金) 第4条 2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までの間に次条第1項の規定による登録の申請が行われる場合は、当該申請が行われた年の前々年）（以下この項において「審査対象年」という。）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、審査対象年の翌々年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、前項の規定を適用しない。 (受給資格の登録)	(助成金) 第4条 2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までの間に次条第1項の規定による登録の申請が行われる場合は、当該申請が行われた年の前々年）（以下この項において「審査対象年」という。）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、審査対象年の翌々年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、前項の規定を適用しない。 (受給資格の登録)
第5条 2 市長は、前項の申請書に基づき、対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格を有	第5条 2 市長は、前項の申請書に基づき、対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格を有

<p>する者として登録しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の申請書に基づき、受給資格を有する者として登録しない場合は、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。</p> <p>(受給者証の交付)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条第2項の規定により受給資格を有する者として登録された者</u>（以下「受給資格登録者」という。）に対し、<u>第4条第1項及び第3項の規定により助成金の支給を行う場合</u>は、<u>当該受給資格登録者</u>（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>第4条第2項の規定により助成金の支給を行わない場合は</u>、規則で定めるところにより、<u>受給資格登録者</u>に通知するものとする。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 <u>受給資格登録者</u>は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 受給資格登録者は、所得の状況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(受給者証の交付)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条の申請に基づき、第3条に規定する対象者と認定したときは、当該対象者</u>（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前条の申請に対して、第3条に定める対象者と認定しないときは</u>、規則で定めるところにより、<u>申請者</u>に通知するものとする。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 <u>受給者</u>は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者に対する改正後の第4条第2項及び第3項、第6条並びに第9条第2項の規定は、平成34年9月30日までは適用しない。